

平成 29 年度キョン防除事業の実施方針（案）

1. 捕獲事業

キョンの捕獲については、これまで県が実施してきた捕獲事業において一定の成果が得られたことから、生息数の増加に歯止めをかけるため、生息数の多い地域において集中捕獲を試行的に実施する。また、自動撮影カメラを捕獲対象地域に設置し、捕獲の効果検証を行うことで、高密度地域の解消に必要な努力量を把握する。

- 捕獲期間：平成 29 年 11 月～平成 30 年 2 月
- 対象地域：いすみ市 H2 ユニットの一部、鴨川市 G8 及び G10 ユニットの一部
- 捕獲目標：いすみ市 250 頭、鴨川市 50 頭
- カメラ調査期間：平成 29 年 10 月～平成 30 年 3 月（いすみ市のみ）
※集中捕獲の試行はいすみ市のみ。

【対象地域の選定理由】

- いすみ市については、非常に高密度で生息している地域であり、長生地域への分布拡大を抑制するためには、より一層捕獲を強化する必要がある。特に H2 ユニットが高密度地域のため、H2 ユニットを対象地域とする。
- 鴨川市の嶺岡地区周辺は、キョンが高密度で生息しているだけでなく、南の地域への分布拡大を抑制するためにも、捕獲を強化する必要がある。

2. 生息状況調査

キョンの生息状況を把握するため、糞粒調査を実施する。平成 29 年度及び 30 年度でキョンの生息域全体の状況を把握するよう、平成 29 年度は生息域のおよそ半分の地域で調査を実施する。なお、鴨川市（管理ユニット G1）、勝浦市（管理ユニット U1）、いすみ市（管理ユニット H2）については毎年調査を実施する。

- 調査期間：平成 30 年 1 月
- 対象地域：鴨川市、勝浦市、大多喜町、市原市、木更津市、袖ヶ浦市、いすみ市（管理ユニット H2 のみ）

※平成 24 年度に新規ラインを 52 ライン追加してライン数が 224 ラインとなったことから、これまで生息域を 2 つに区分して隔年で実施していた調査を、3 つに区分して 3 年で一回りするように変更した。しかしながら、3 年に一度の調査では調査間隔が大きく、現状を正しく反映していないことが懸念されることから、平成 29 年度から隔年での実施に戻す。

3. 住宅地出没状況調査

一部地域でキョンが住宅地に出没し、花壇の食害や鳴き声等が問題となっているが、住宅地に出没するキョンを罠で捕獲する上で、飼いネコやノラネコの錯誤捕獲が懸念されている。このため、キョン及びネコの出没状況を自動撮影

カメラにより把握することで、ネコを錯誤捕獲するおそれが少なく、且つ、住宅地に出没するキョンを効果的に捕獲できる場所を特定するための調査を、新たに実施する（1. 捕獲事業のカメラ調査と併せて実施）。

- 調査期間：平成 29 年 10 月～平成 30 年 3 月
- 対象地域：いすみ市の一部

4. 生態調査

キョンは千葉県と東京都（大島）にしか生息が確認されておらず研究が進んでいないことから、生態が十分に解明されていない。このため、キョンに GPS 発信機を装着し、行動パターンや移動ルートを把握することで、わなの効果的な設置場所等を検討する。

- 調査期間：平成 29 年 10 月～平成 30 年 12 月（予定）
- 対象地域：いすみ市内（県捕獲の対象地域外）

5. 捕獲個体分析

県が実施するキョン捕獲事業や、市町村が実施する有害鳥獣捕獲事業で捕獲された個体を回収し、年齢や妊娠率、栄養状態等の分析を行う。

- 実施期間：平成 29 年 12 月～平成 30 年 2 月

6. 生息数推定方法の見直し

キョンについては、糞粒区画法及び出生数捕獲数法により個体数を推定しているが、一部の市町村で個体数が過大もしくは過小に推定されている可能性がある。そこで、近年、より確度及び精度の高い推定方法として利用され始めている階層ベイズ法を用いて、個体数推定を行うとともに将来予測を実施し、市町村ごとの捕獲目標を提示する。

- 実施期間：平成 29 年度中

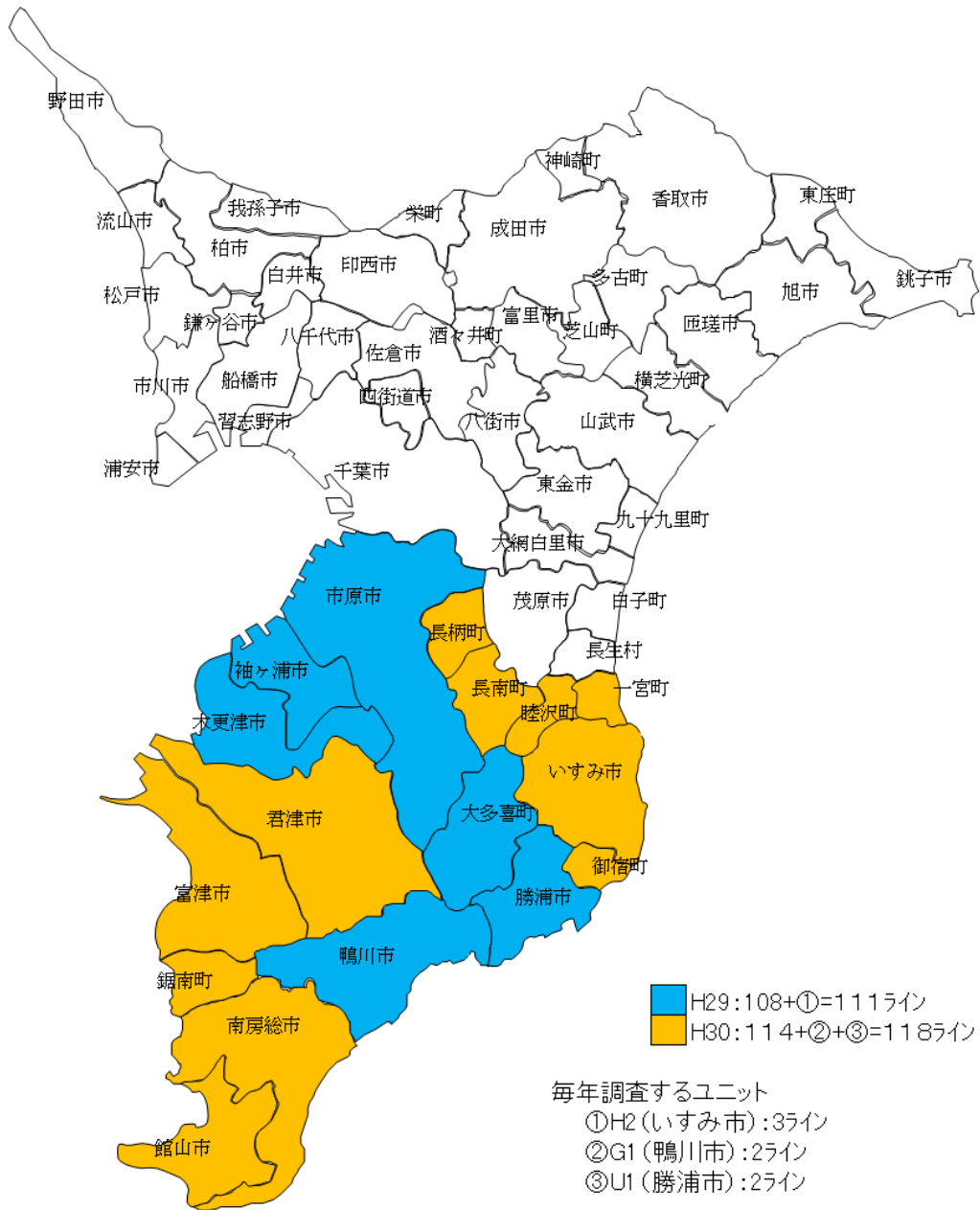


図1 糞粒調査計画